

許可認可
係より

「現場での叩
つとしたトラブル
で払いのけた
手が相手の顔にあたりか
がをさせた。後日、略式裁判で傷害罪として罰金を払う事になったが、これが許可の取消要件に当たる…」と
県から言ってきた…」とA氏が相談に来られたのは、5年前の年末でした。建設業許可の欠格要件に「一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ…5年を経過しない者」との項目があり、刑

「労災事故で首の骨を折って半年程入院し現在はリハビリ中の職人に対し、どのくらいの補償をしてやったらいいのか?…」との問合せをB社から受けました。仕事中や通勤途上の事故は国の労災保険を使いますが、内容は①治療費②4日目からの休業補償③後遺症と介護への補償④遺族への補償と葬祭料…等で、精神的な苦痛に対する「慰謝料」は制度としてありません。しかし、被災者や遺族が訴訟を起こせば、交通事故

罰金刑で許可取消
後が大変! 欠格要件に注意!!



保険金額は掛金30%! T損保と2倍にしても掛金OFF! 朝日火災

法の「傷害罪」が該当したのです。公共工事も受注していたA氏にとって許可取消は死活問題でした。すぐに代表役員を妻に変更し、新規で許可を取り直し翌年の指名願への対策を取りました。「一定の法令」には他に労働基準法・職業安定法・労働者派遣法・建築基準法・宅地造成規制法・都市計画法等があり、知らなかったでは済まされない問題があります。労災事故で労基署から検察庁に書類送検され相談に来られるケースも最近ありました。法令遵守が大切な業種なんですね。

と同じように慰謝料等の賠償を請求されます。この10年程の判決や和解の事例をみると事故死で3700~5200万円が主で中には1億6500万円という高額事例も…。そこで法定外労災保険が必要になりますが、B社の掛けているT損保は、死亡1000万円入院1日6000円(180日限度)で、年額71万円の保険料。ところが当事務所の朝日火災で死亡2000万円にUPしても年額48万円! B社は保険の変更を検討中です。

社労業務
係より



当事務所の年内は12/25(金)まで、仕事始めは1/5(火)です。本年のご愛顧に感謝します。